

山LP協第 153 号
令和元年12月16日

LPガス充填所等の長 様

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

充填所等におけるLPガス容器流出防止対策の再徹底について (お願い)

平素から、当協会の運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありました。

現在、津波や洪水等において敷地外への容器流出の危険性が高い高リスク充填所において計画的に流出防止対策が講じられている中、先般の台風 19 号によりこうした高リスク事業所から容器流出事故が発生したことから、計画を前倒しし、2020 年 6 月までに完了させることを目標に取り組むこととされています。

また、高リスク充填所の中には、中リスク充填所用の対策を暫定的に実施する計画とされていたところもありましたが、こうした対策は敷地外流出防止には効果が認められないため、高リスク充填所の対策からは除外されることになり、今後は網ネット等の高リスク充填所を対象とした対応が必要となります。(別紙参照)

つきましては、特に高リスク充填所におかれてはこの点に留意され、別添に基づくLPガス容器流出防止対策を確実に推進していただきますようお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

今回の通知に関する補足事項（全シ協保安部からの周知メール）

【お問い合わせの内容】

今回の対象事業者（高リスク等）に対して6月末を期限として再度の要請をしていくことは理解したが、中リスクの暫定措置も、高リスクの対応策に含めて良いか？
前回の調査で、高リスクであるが、中リスクの暫定措置を予定していると回答した事業者があり、その事業者には、その措置を早めるように要請することが自然と考える。

【回答】

中リスクの暫定措置では、敷地外流出防止に効果が見込めないため、今回のお願いである高リスク対策からは除外して考えていただきたいと考えています。

この件については、前回調査では、選択肢の1つとなっており、事業者に誤解を与える可能性がある記載であったことをお詫びいたします。

なお、中リスクの暫定措置を行うと回答いただいている事業者に、更に異なる高リスクの対策を求めることは、非常に無理なお願いになってしまいますが、あくまで、今回の高リスク対策として、網ネット等での対応を何卒よろしくご願ひいたします。